

津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱を次のように定める。

津山市長 宮 地 昭 範

津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱

津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 6 年津山市告示第 28 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は，市が発注する建設工事並びに測量及び建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の適正な執行を確保するため，建設工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「指定業者」という。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

（指名停止事案の報告）

第 2 条 市長又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約締結権者」という。）は，指定業者又はその代表者，代理人若しくは使用人（以下「指定業者等」という。）が別表第 1 に掲げる指名停止事由（以下「指名停止事由」という。）に該当することを知ったときは，指名停止事案報告書（様式第 1 号）を作成し，契約監理室長に報告するものとする。

（指名停止又は指名保留の決定）

第 3 条 契約監理室長は，前条の規定による報告を受け，又は他の方法により得た情報により，指定業者等が指名停止事由に該当することを知ったときは，速やかに津山市建設工事等入札指名委員会（以下「指名委員会」という。）の審査に付さなければならない。

2 指名委員会は，前項の規定により付議された指名停止事案については，速やかに審議し，指名停止の可否及び別表第 1 に掲げる停止期間の短期（それぞれの停止期間のうち最も短い期間をいう。以下同じ。）から長期（それぞれの停止期間のうち最も長い期間をいう。以下同じ。）の範囲内においてその期間を決定するものとする。

3 契約締結権者は，指定業者等が次の各号のいずれかに該当するときは，指名委員会の審議を経て，当該各号に掲げる期間，当該指定業者を建設工事等の入札者として指名しない旨（以下「指名保留」という。）の決定をすることができる。この場合において，指名保留した指定業者に対し，同一事由により指名停止を行う場合は，指名保留の期間を当該指定業者に対する指名停止の期間に算入するものとする。

(1) 指名停止事由のいずれかに該当するおそれがあると認められるとき 当該事実が確認できるまでの期間

- (2) 不渡手形の発行等経営状態が著しく悪いとき又は連絡不通等経営状態の確認ができないとき 信用状態が回復するまでの期間
 - (3) 指定業者の責めに帰すべき事由により、建設工事等の着工又は続行が不能となるおそれがあると認められるとき 当該建設工事等が完工するまでの期間
 - (4) 法令、条例等に違反したことについて、担当部局の設置するこれらの問題等を審査する委員会等を経て、違反事案として通知を受けたとき 通知を受けたときから是正されるまでの期間
 - (5) 市と締結した契約に関する違約金、損害賠償金、返還金等を期日までに支払わないとき 支払が完了するまでの期間
 - (6) 市発注の建設工事等において、下請負代金等の未払いにより訴えを提起され、支払いを命ずる判決が確定したとき、又は下請負代金等を支払うことを内容とする仲裁裁定が下され若しくは和解が成立したとき 当該下請負代金等の支払いが確認できるまでの期間
 - (7) 指名委員会において、前各号と同等以上の行為と判断し、指名を保留することが適当であると認めたとき 指名委員会が定める期間
- 4 前2項の規定による指名停止又は指名保留の期間の始期は、それぞれの決定があった日とする。
- 5 前3項の規定にかかわらず、指定業者等が警察、公正取引委員会等の捜査等に積極的に協力し、公共工事等からの暴力団等の排除、談合防止等に貢献したと認められるときは、指名停止の期間を短縮し、又は指名停止若しくは指名保留をしないことができるものとする。
- (下請負人及び共同企業体に対する指名停止)
- 第4条 前条第2項の規定により指名停止の決定を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき指定業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で、指名停止の決定を併せて行うものとする。
- 2 前条第2項の規定により共同企業体について指名停止の決定を行うときは、当該共同企業体の指定業者である構成員について、当該指名停止の期間の範囲内で、指名停止の決定を行うものとする。ただし、当該指名停止事由について明らかに責めを負わないと認められる当該構成員については、この限りでない。
- (指名停止の期間の特例)
- 第5条 指定業者等が一の事案により指名停止事由の二以上に該当したときは、当該事由ごとに規定する期間の短期及び長期それぞれの最も長い期間をもって指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 指定業者が次の各号のいずれかに該当する場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表第1に定める短期の2倍の期間とする。
- (1) 指名停止事由に係る指名停止の期間中又は当該期間満了後1年を経過するまでの間に、指名停止事由に該当する原因となる行為があったとき(次号に掲げる場合を除

く。)

(2) 別表第1第9号から第16号までの指名停止事由に係る指名停止の期間中又は当該期間満了後3年を経過するまでの間に、同表第9号から第16号までの指名停止事由に該当する原因となる行為があったとき。

3 指定業者について、情状酌量すべき特段の事由があるため、別表第1及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間(当該期間が1月未満となる場合は、1月とする。)まで短縮することができる。

4 指定業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第1及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍の期間(当該期間が36月を超えるときは、36月とする。)まで延長することができる。

5 指名停止の期間中の指定業者について、情状酌量すべき特段の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表第1及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 指名停止の期間中の指定業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認められるとき(検察官が不起訴処分をしたときを含む。)は、当該指定業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止等の通知及び公表)

第6条 契約監理室長は、第3条又は第4条の規定による指名停止又は指名保留(以下「指名停止等」という。)の決定があったときは、遅滞なく、その旨を各契約事務担当者に通知するとともに、指名停止等が決定された指定業者に対し指名停止通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 契約監理室長は、指名停止の決定があったときは、当該業者の名称並びに指名停止の期間及び理由を市のホームページに掲載することにより公表するものとする。

(指名後入札までに指名停止等を行った場合の措置)

第7条 契約締結権者は、市が発注する建設工事等の請負契約に係る指名を現に受けている指定業者が指名停止等の措置を受けた場合には、当該指定業者に対し、指名を取り消し、又は入札辞退の勧告を行うものとする。

(下請等の禁止)

第8条 契約締結権者は、指名停止等の決定を受けた指定業者が指名停止等の期間中、市が発注する建設工事等の全部又は一部の下請をし、又は受託することを認めないものとする。

2 契約締結権者は、指名停止等の期間中の指定業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時又は特殊な技術を要する建設工事等を行う場合であって、他に相応する業者がなくやむを得ない事情があると指名委員会が認めるときは、この限りでない。

3 指定業者が、第6条第1項の規定による指名停止等の通知を受ける前に市が発注する建設工事等の全部又は一部の下請をし、又は受託していた場合における当該建設工事等

については，前2項の規定は適用しない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 指名委員会は，指名停止事由に該当する指定業者等について，その内容が軽微なものであると認められるときは，当該指定業者に対し，書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことにより，指名停止に代えることができる。

(準用)

第10条 この要綱の規定は，物品調達業務及び役務の提供に係る指定業者について準用する。この場合において，「津山市建設工事等入札指名委員会」とあるのは「津山市物品調達等業者指名委員会」と，「建設工事等」とあるのは「物品調達業務及び役務の提供」と読み替えるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は，公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱の規定は，この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に指名停止等の決定を受ける指定業者について適用し，施行日前にこの要綱による改正前の津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱の規定により指名停止等の決定を受けた者については，なお従前の例による。

別表第1(第2条・第3条・第5条関係)

指名停止事由	停止期間
(1) 市が発注する建設工事等の施工又は実施に当たり，安全管理等の措置が不適切であったため ア 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ，又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 イ 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1月以上12月以下 1月以上9月以下
(2) 市内における建設工事等で市が発注するもの以外のものの施工又は実施に当たり，安全管理等の措置が不適切であったため ア 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ，又は重大な損害を与えたと認められるとき。 イ 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ，その結果が重大であると認められるとき。	1月以上6月以下 1月以上3月以下
(3) 市が発注する建設工事等の施行，実施又は検査に当たり ア 過失により，工事等を粗雑にしたと認められるとき(か	3月以上12月以下

<p>しが軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>イ 監督員の指示に従わないとき。</p> <p>ウ 契約後 1 月を経過しても、正当な理由がなく工事に着手しないとき。</p> <p>エ 正当な理由がなく所定の期日までに完工しないとき。</p> <p>オ 検査員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>カ 検査員又は監督員から手直し命令を受けたにもかかわらず、指示どおり完成しないとき。</p> <p>キ 完成検査、会計検査等の結果、不良工事として指摘されたとき。</p> <p>ク 請負契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1 月以上 6 月以下</p>
<p>(4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）その他の建設工事関係法令に基づき監督官庁から行政処分を受けたとき。</p> <p>ア 建設業法に基づく営業停止処分を受けた場合</p> <p>イ アに掲げるもの以外の行政処分を受けた場合</p>	<p>6 月以上 12 月以下</p> <p>2 月以上 12 月以下</p>
<p>(5) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働関係法令に違反したことにより、労働基準監督署から検察官に送致されたとき。</p> <p>ア 市が発注する建設工事等の場合</p> <p>イ その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する建設工事等の場合</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもの以外の建設工事等の場合</p>	<p>3 月以上 12 月以下</p> <p>2 月以上 6 月以下</p> <p>1 月以上 3 月以下</p>
<p>(6) 次のア、イ又はウに掲げる者が、本市職員に対する公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力行為等により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 指定業者である個人又は指定業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められるべき肩書きを付した役員を含む。）又は経営に実質的に関与している者（以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 指定業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 指定業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>2 4 月以上 3 6 月以下</p> <p>1 8 月以上 3 0 月以下</p> <p>1 2 月以上 2 4 月以下</p>
<p>(7) 次のア、イ又はウに掲げる者が、その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等の職員に対して行った公務</p>	

<p>執行妨害，職務強要，恐喝，暴力行為等により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>1 2 月以上 2 4 月以下 9 月以上 1 8 月以下 6 月以上 1 2 月以下</p>
<p>(8) 次のア，イ又はウに掲げる者が，公務執行妨害，職務強要，恐喝，暴力行為，詐欺，横領，建設業法違反等反社会的行為により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(前2号による場合を除く。)</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>3 月以上 1 2 月以下 2 月以上 9 月以下 1 月以上 6 月以下</p>
<p>(9) 次のア，イ又はウに掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>2 4 月以上 3 6 月以下 1 8 月以上 3 0 月以下 1 2 月以上 2 4 月以下</p>
<p>(10) 次のア，イ又はウに掲げる者が，その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>1 2 月以上 2 4 月以下 9 月以上 1 8 月以下 6 月以上 1 2 月以下</p>
<p>(11) 次のア，イ又はウに掲げる者が，その事務所が県外に所在する国及び他の地方公共団体等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>9 月以上 1 8 月以下 6 月以上 1 2 月以下 3 月以上 6 月以下</p>
<p>(12) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し，建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められたとき。</p> <p>ア 市が発注する建設工事等の場合 イ その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体</p>	<p>2 4 月以上 3 6 月以下 1 8 月以上 2 4 月以下</p>

<p>等が発注する建設工事等の場合</p> <p>ウ その事務所が県外に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する建設工事等の場合</p>	3月以上12月以下
<p>(13) 市が発注する建設工事等の請負契約に関し、代表役員等若しくは一般役員等（以下「役員等」という。）又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	24月以上36月以下
<p>(14) その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する建設工事等の請負契約に関し、役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	18月以上24月以下
<p>(15) その事務所が県外に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する建設工事等の請負契約に関し、役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	3月以上12月以下
<p>(16) 次のアからケに該当するとして、関係行政機関から通報又は回答があり、市が発注する請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 指定業者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくはその関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき、又は暴力団関係者が指定業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>イ 指定業者等又は指定業者の経営に実質的に関与している者（以下「指定業者関係者」という。）が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>ウ 指定業者関係者が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等（以下「暴力団関係法人等」という。）に対して直接若しくは間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>エ 指定業者関係者が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。</p>	<p>36月</p> <p>24月</p> <p>24月</p> <p>12月</p>

<p>オ 指定業者関係者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>1 2 月</p>
<p>カ 指定業者関係者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>1 2 月</p>
<p>キ 指定業者関係者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを下請負の相手方としたとき。</p>	<p>1 2 月</p>
<p>ク 指定業者関係者が、市発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団関係法人等であることを知りながら、当該法人等から資材、原材料等を購入し、又は産業廃棄物処理施設として使用したとき。</p>	<p>1 2 月</p>
<p>ケ 指定業者関係者が、入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注機関に届け出なかったとき。</p>	<p>2 月以上 6 月以下</p>
<p>(17) 市が発注する建設工事等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格申請書、入札参加資格確認資料その他入札調査資料に虚偽の記載をし、当該契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>3 月以上 1 2 月以下</p>
<p>(18) 津山市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年津山市水道事業管理規程第1号)又は津山市下水道排水設備指定工事店規則(平成10年津山市規則第32号)に違反したとき。</p>	<p>1 月以上 1 2 月以下</p>
<p>(19) 前各号に掲げる場合のほか、次のアからケまでに掲げる不正又は不誠実な行為をし、市が発注する建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 入札において、公正な取引の秩序を乱したと認められるとき。</p> <p>イ 業務に関し、本市職員に対して威力的行為を行ったとき。</p> <p>ウ 制止を無視して、執務室へ入室したとき。</p> <p>エ 入札を無断欠席したとき。</p> <p>オ 正当な理由なく、落札決定後契約を辞退したとき。</p> <p>カ 不渡手形の発行、債権譲渡等、経営状態の著しい悪化を来し、銀行取引が停止等となったとき。</p> <p>キ 契約保証人としてその責務を履行しないとき。</p> <p>ク 市税、市が行う貸付事業の償還金等を滞納したとき。</p>	<p>3 月以上 2 4 月以下</p> <p>1 月以上 1 2 月以下</p> <p>1 月以上 6 月以下</p> <p>1 月以上 3 月以下</p> <p>3 月以上 6 月以下</p> <p>信用状態が回復するまで</p> <p>1 月以上 6 月以下</p> <p>1 月以上 1 2 月以下</p>

ケ アからクに掲げるもの以外の不正又は不誠実な行為を行ったとき。	1月以上12月以下
(20) 指名委員会において、前各号の措置要件と同等以上の行為と判断し、指名停止することが適当であると認めたとき。	1月以上36月以下

様式第1号(第2条関係)

指名停止事案報告書

商号等	
所在地	
代表者名	
許可業種	
事件発覚年月日	
事案の概要	
指名停止該当条項	
報告者の意見	

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

津山市長

印

指名停止通知書

下記の指名停止の理由の項に記載する貴社の行為は、公共工事の受注者としての社会的期待及び責任に照らしてもあってはならないものであり、誠に遺憾である。

よって、津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱の規定に基づき、下記のとおり貴社に対する指名を停止する。

記

1 指名停止の理由

2 指名停止期間

年 月 日から
年 月 日まで